

豊明市社会福祉協議会評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊明市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条の規定に基づき、評議員の報酬及び手当に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(手当)

第3条 評議員が、その職務のため、出張及び研修等に参加したときは、別表1に定める手当を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 評議員の手当

対 象	金 額	備 考
出張（県内） 交通費を伴わないとき	日額 1,000 円	職務のため出張及び 研修等に参加した場 合（手当）
出張（県内） 交通費を伴うとき	日額 1,000 円 交通費 2,000 円	
出張（県外） 交通費を伴わないとき	日額 1,000 円	
出張（県外） 交通費を伴うとき	日額 1,000 円 交通費実費	
研修等（市内）	日額 1,000 円	職務のため研修等に 参加した場合（手当）